

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年4月20日から令和2年5月21日までの回答)

成長戦略ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
特定個人情報の見直し	検討を予定	△	1
個人情報保護法の適用除外(共同研究事例)の明確化	検討に着手	△	2

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

成長戦略WG関連

番号:1

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年5月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	特定個人情報の見直し
具体的内容	Society 5.0 実現の障壁となる特定個人情報を撤廃すべきである。 要望実現が困難な場合には、本人同意を前提に、グループ企業間における特定個人情報の共有を認めるべきである。
提案理由	マイナンバー(個人番号)を含む個人情報は「特定個人情報」に該当し、一般の個人情報と比較して利用範囲・利用目的、収集・保管、第三者提供、委託、罰則等の面で規制が強化されている。とりわけ、法人格を超えた第三者提供が認められないため、グループ企業間で顧客のマイナンバーを共有できないばかりか、従業員に関しても、転籍による雇用先の変更や育児休業にともなう扶養状況の変更に際して再度マイナンバーの提供を受けなければならず、国民・事業者の負担は極めて大きい。 過度に厳格な取り扱いを規定する特定個人情報の存在は、国民・事業者の間でマイナンバーの取り扱いに関する不安や誤解を招いており、デジタル社会の基盤である番号制度の潜在能力の発揮を阻害している。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	内閣府、個人情報保護委員会
制度の現状	(撤廃) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)では、一般法である個人情報保護法等や地方公共団体の個人情報保護条例の特別法として、特定個人情報について厳格な保護措置を講じています。 (共有) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第19条において、特定の場合を除いて、特定個人情報を提供してはならない旨が規定されています。 グループ企業間における特定個人情報の共有に関しては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(マイナンバーガイドライン)第4-3-(2)において、特定個人情報の提供制限に違反しないと解される事例を記載しており、具体的には、「共有データベースに記録された個人番号を出向者本人の意思に基づく操作により出向先に移動させる方法をとれば、提供制限には違反しないものと解される」旨、例示しています。	
該当法令等	・マイナンバー法第19条 ・マイナンバーガイドライン第4-3-(2)	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	(撤廃) 現在、「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」において、個人情報保護条例の規律の在り方等について検討が進められており、特定個人情報の扱いについては、同懇談会の議論を踏まえた検討が必要になるものと考えます。 (共有) 現在マイナンバーガイドラインに記載している左記の事例以外の実施方法について、内閣府大臣官房番号制度担当室と連携し、マイナンバーガイドライン又はマイナンバーガイドラインQ&Aに追加することを含め、現行法の範囲内において可能な限り、検討してまいります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

成長戦略WG関連

番号:2

受付日	2年4月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年5月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	個人情報保護法の適用除外(共同研究事例)の明確化
具体的内容	Q & Aにおける具体的事例の充実など、関係者が適用除外の該当有無を判断しやすくなる措置を講じるべきである。
提案理由	個人情報保護法第76条は、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定「個人情報取扱事業者の義務」を適用しないこととしている。そのうえで、Q & Aでは、学術研究機関と民間企業、私立病院等による学術研究目的の共同研究について、「1つの主体とみなすことができる共同研究が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、法第4章の規定は適用されません」と明記されている。しかしながら、「1つの主体」や「学術研究の用に供する目的」の内容が不透明なため、大学と企業の間や同一組織の間で認識が異なる場合がある。その結果、学術研究目的での共同研究における個人情報の利活用が実施されにくい事態を招いている。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	内閣官房、個人情報保護委員会、総務省
制度の現状	個人情報保護法第76条は、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定(個人情報取扱事業者の義務等)を適用しないことを規定しております。その上で、個人情報保護法のQ & Aでは、同条の内容を解説しており、学術研究機関と民間企業、私立病院等による学術研究目的の共同研究について、「1つの主体とみなすことができる共同研究が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、法第4章の規定は適用されません」としております。また、独立行政法人、国立大学法人等は、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」から除外されているため、上記の規定等の対象とはなっていません。	
該当法令等	個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	ご指摘の箇所も含め、個人情報保護委員会では、個人情報保護法の内容についてわかりやすくお示すため、個人情報保護法のガイドライン・Q & Aを策定しております。また、具体的な適用関係については個別の状況を踏まえて判断する必要があることから、「個人情報保護法相談ダイヤル」や本年4月に開設した「PPC ビジネスサポートデスク」等において、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての啓発に努めているところであり、こうした取り組みを通じて、法律の内容に関する効果的な周知広報をより一層進めていきます。また、内閣官房に設置された「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」及び「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」において、学術研究機関を含む民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する方向で、検討を進め、来年の通常国会に必要な法案の提出を図ります。	

区分(案)	△
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年5月22日から令和2年6月19日までの回答)

成長戦略ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
定期建物賃貸借契約の締結方法の見直し	検討を予定	◎	1
媒介契約書の交付方法の見直し	検討に着手	◎	2

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

成長戦略WG関連

番号: 1

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年6月25日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	定期建物賃貸借契約の締結方法の見直し
具体的内容	政府の「未来投資戦略2018」においても、「不動産取引関連サービスのデジタル化」が掲げられていることから、本規制を見直し、定期建物賃貸借契約の締結における契約書・38条書面の電子化を認めるべきである。
提案理由	「定期建物賃貸借契約」を賃貸人と賃借人が締結するためには、公正証書等の書面を用いなければならない。あわせて、賃貸人は賃借人に対して、当該賃貸借契約は更新がなく、期間の満了により終了することについて、その旨を記載した書面(38条書面)を交付して説明しなければならない。判例によれば、この書面は契約書とは別個独立の書面であることを要する。 一連の手続きにおいて、賃貸人には、書面・対面による説明が求められるため、電子契約を実現できず、契約期間の満了による再契約の締結に際しても、賃貸人が賃借人に同一の説明を行う事例がみられる。 こうした状況は、賃貸人・賃借人の利便性・生産性を低下させている。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	法務省
制度の現状	借地借家法第38条第1項は、契約の更新がない旨の定めがある期限の定めがある建物の賃貸借契約(定期建物賃貸借契約)をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をしなければならないと規定しています。ここでいう「公正証書による等書面」とは、公正証書のみならず、単なる書面も含まれると解されていますが、電磁的記録は含まれないと解されています。同条第2項は、定期建物賃貸借契約をしようとするときは、賃貸人が、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく期間の満了により当該建物の賃貸借は終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならないと規定しています。また、この書面は、契約書面とは別個の書面であることを要することとした判例があります(最高裁判所平成22年(受)第1209号平成24年9月13日第一小法廷判決・最高裁判所民事判例集66巻9号3263頁)。	
該当法令等	借地借家法第38条第1項、第2項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	借地借家法第38条第1項及び第2項の規定が設けられたのは、定期建物賃貸借契約は、期間満了により確定的に契約関係が終了することとなり、賃借人がその点を十分に理解しないまま契約を締結すると、賃借人が不測の損害を被ることになりかねないため、賃借人が定期建物賃貸借であることを十分認識できるよう、当事者の意思の確認が厳重かつ確実に行われると思われる公正証書等の書面による契約を義務づけるとともに、賃借人に対する事前の説明においても更に書面の交付を要求することで、契約の更新の有無に関する紛争の発生を未然に防止するためです。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

成長戦略WG関連

番号:2

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	媒介契約書の交付方法の見直し
具体的内容	政府の「未来投資戦略2018」で「不動産取引関連サービスのデジタル化」を掲げており、事務手続きの簡素化は社会的な課題でもあることから、本規制を見直し、媒介契約書の電子交付を認めるべきである。
提案理由	宅地建物取引業者は、宅地や建物の売買・交換の媒介契約を締結したとき、遅滞なく媒介契約書を作成し、記名押印して依頼者に交付しなければならない。このため、依頼者の自宅での商談を経て媒介契約の条件が妥結した場合、事業者は一度事務所に戻り、媒介契約書の作成・記名押印を経た上で再度依頼者に交付する必要性が生じている。契約書の作成・交付に時間を要することは、依頼者・事業者の双方の事務負担につながるだけでなく、売却活動の開始を遅延させて機会損失を招いている。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	宅地建物取引業法(以下「法」といいます)第34条の2において、宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約を締結したときは、遅滞なく法第34条の2第1項各号が定める事項を記載した書面を作成して記名押印し、依頼者に対して交付しなければならないものとされています。	
該当法令等	宅地建物取引業法第34条の2	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	宅地建物取引業法において、依頼者の保護や後日の紛争防止の観点から、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約を締結したときは、遅滞なく法第34条の2第1項各号が定める事項を記載した書面を作成して記名押印し、依頼者に対して交付しなければならないこととされており、現在、法令を遵守しつつ、重要事項説明書を電磁的交付した上で、IT重説を行うなど、書面の電磁的交付を可能とするべく社会実験に着手しており、売買取引等における法第34条の2に定める書面についても、社会実験の結果等を踏まえ、書面電子化を可能とするよう取り組んでまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年8月24日から令和2年9月18日までの回答)

成長戦略ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
無人航空機に関する関係手続のオンライン・ワンストップ化の実現	対応	◎	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

成長戦略WG関連

番号:1

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年8月1日	回答取りまとめ日	2年9月25日
-----	---------	-------------	--------	----------	---------

提案事項	無人航空機に関する関係手続のオンライン・ワンストップ化の実現
具体的内容	無人航空機の飛行に際して必要な手続を行政機関等を跨いで一元的に案内・実施できるオンライン・ワンストップサービスを実現すべきである。
提案理由	無人航空機(ドローン)の飛行にあたっては、飛行場所や飛行方法に応じて多種多様な法令や自治体の条例等を遵守する必要がある。このため、無人航空機を飛行させようとする者は関係する法令・条例を網羅的に把握して必要な申請手続を行わなければならない。結果的に、申請者に煩雑な事務負担を生じさせているばかりか、無人航空機の円滑・迅速な利活用を妨げている。法令・条例毎に求められる申請事項の中には重複する内容も存在しており、事業者の負担軽減は重要な課題である。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	内閣官房小型無人機等対策推進室国土交通省
制度の現状	無人航空機を飛行させるに当たって、航空法上の手続に加え、各自治体の条例等により、公園等の管理者への飛行可否の確認等が必要な場合があります。	
該当法令等	航空法第132条、第132条の2 等	
対応の分類	対応	
対応の概要	「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、令和2年度中に、内閣官房は、関係省庁の協力を得て、各地方公共団体の条例について改めて実態を調査し、その結果を国土交通省航空局のHPIに反映し充実させます。	

区分(案)	◎
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年9月23日から令和2年10月22日までの回答)

成長戦略ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
完全オンライン型株主総会の認容	①検討に着手 ②検討を予定	◎	1
金融機関との取引オンライン化の推進及び新たな意思確認の仕組みづくりの検討	その他	◎	2
特定商取引法の特定継続役務提供に係る契約前後の書面交付義務の電子化	検討を予定	◎	3

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

成長戦略WG関連

番号:1

受付日	2年8月27日	所管省庁への検討要請日	2年10月6日	回答取りまとめ日	2年10月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	完全オンライン型株主総会の認容
具体的内容	株主総会において会場の設定を行わないことも許容するとともに、こうした完全オンライン（バーチャルオンリー）型株主総会の弊害に対する手当てを含め、完全オンライン型株主総会の制度の一般化を進める。具体的には、会社法第298条第1項第1号の株主総会の「場所」を設置する旨の規定を改正するか、解釈を変更するとともに、完全オンライン型株主総会を決議取消事由に該当しないように運営するためのガイドラインの策定を経済産業省や法務省に依頼する。また、このQ&Aは、あくまで新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした限定的なものとして認識されており、緊急事態制限が発令されていない状況下では、当該Q&Aに従うことの法的安定性は必ずしも明らかではない。企業が安定的にオンライン中心の株主総会を運営するには、法制度等の課題がある。したがって、2020年2月に経済産業省より実施ガイドが示された、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実務への浸透を推進することに加え、完全オンライン型株主総会を可能にする制度面・実務面での手当てが不可欠である。なお、2020年の成長戦略フォローアップにも「2020年度中にバーチャルオンリー型も含めた株主総会のあり方についても一定の結論を得る」との記載がある。なお、一般社団法人・財団法人や公益社団・財団法人等においても同様の取り扱いを認めるべく検討を進めてはどうか。
提案理由	経済産業省・法務省の「株主総会運営に係るQ&A」では、「設定した会場に株主が出席していなくても、株主総会を開催することは可能」であること等が示されたが、会社法の解釈との整合性を図るため、株主総会の会場の設定は必要とされている。また、このQ&Aは、あくまで新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした限定的なものとして認識されており、緊急事態制限が発令されていない状況下では、当該Q&Aに従うことの法的安定性は必ずしも明らかではない。企業が安定的にオンライン中心の株主総会を運営するには、法制度等の課題がある。したがって、2020年2月に経済産業省より実施ガイドが示された、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実務への浸透を推進することに加え、完全オンライン型株主総会を可能にする制度面・実務面での手当てが不可欠である。なお、2020年の成長戦略フォローアップにも「2020年度中にバーチャルオンリー型も含めた株主総会のあり方についても一定の結論を得る」との記載がある。なお、一般社団法人・財団法人や公益社団・財団法人等においても同様の取り扱いを認めるべく検討を進めてはどうか。
提案主体	日本IT団体連盟

	所管省庁	法務省経済産業省
制度の現状	<p>①会社法上、株主総会の招集に際しては、株主総会の場所を定めなければならないこととされています（会社法第298条第1項第1号）。同号の場所とは、一般に、議決権を有する株主が株主総会に出席するために入場することができる場所を意味するものと解されており、実際に開催する株主総会の場所がなく、バーチャル空間でのみ行う方式での株主総会、いわゆるバーチャルオンリー型の株主総会を許容することができるかどうかについては、解釈上難しい面があると考えられます。</p> <p>②また、一般社団法人における社員総会及び一般財団法人における評議員会の招集についても同様に、それらの招集に際しては場所を定めなければならないこととされており（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項第1号、第181条第1項第1号）、いわゆるバーチャルオンリー型の社員総会等を許容することができるかどうかについては、解釈上難しい面があると考えられます。</p>	
該当法令等	<p>①会社法第298条第1項第1号</p> <p>②一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項第1号、第181条第1項第1号</p>	
対応の分類	①検討に着手②検討を予定	
対応の概要	<p>①株主総会プロセスにおける電子的手段の更なる活用の在り方など新たな株主総会の在り方について、関係省庁で連携して検討を行っているところであり、バーチャルオンリー型株主総会についての制度的対応も含め、前向きに取り組んでいきます。2020年8月から検討を開始し、2020年度中に一定の結論を得る予定です。</p> <p>②また、一般社団法人及び一般財団法人については、上記の株主総会に関する検討やそれを受けた取組の状況も踏まえつつ、必要な検討をしていきたいと考えています。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

成長戦略WG関連

番号:2

受付日	2年8月27日	所管省庁への検討要請日	2年10月6日	回答取りまとめ日	2年10月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	金融機関との取引オンライン化の推進及び新たな意思確認の仕組みづくりの検討
具体的内容	①Withコロナ時代において必要性の高まる金融機関との取引のオンライン化について、金融庁主催の「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」等において、着実に議論を進めることを求める。②また、高齢化社会のさらなる進展を踏まえて、認知判断能力に疑問のある者等を対象に、オンライン手続も活用し、金融機関における新たな意思確認の仕組みづくりの検討を求める。
提案理由	2020年の規制改革実施計画において「金融庁は、金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場を設けた上で、業界全体での慣行の見直しを行い、書面、押印、対面の不要化や電子化を促進すること」が盛り込まれた。 また、金融審議会市場ワーキンググループにおいては、認知判断能力に疑問のある者や身体機能の低下した者、施設入所者等との取引における適切な意思確認を行うための仕組みを検討することが議論され、報告書案に盛り込まれた。 以上のことより、検討を行う場で議論が確実に着地するよう、例えば法人・個人の対金融機関取引における印鑑から電子署名への移行や、法人のインターネットバンキング取引に際し、従業員のリモートワークへの移行に配慮し、認証強度やセキュリティに配慮しつつ出社不要で各種銀行取引の実行が可能になるような支援措置が必要と考える 適切な意思確認の仕組み構築に関しても、生活者・高齢者支援に関わる者・金融機関の声を適切に反映し、高齢化が進む日本の新たなスタンダードとして機能する仕組みを構築すべきと考える。
提案主体	日本IT団体連盟

	所管省庁	金融庁
制度の現状		①金融庁では「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設置し、金融機関と連携しつつ、各種手続の電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を行っています。 ②本年8月に公表された金融審議会市場ワーキンググループ報告書では、高齢顧客、特に認知判断能力の低下した高齢顧客の様々な課題やニーズに対する対応の強化・改善を求めています。また、報告書においては、認知判断能力が低下した顧客本人や家族等による金融取引のあり方や金融機関と福祉関係機関等との連携のあり方等について、業界団体において指針を策定すること等が提言されています。
該当法令等		なし
対応の分類		その他
対応の概要		①金融庁としては、民間の中で特に金融業界における書面・押印・対面手続を求める商慣行の見直しを進めていくことが重要と考え、制度の現状欄のとおり、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」において各種手続の電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針について検討を行っております。引き続き、リモート社会の実現に向けて、金融業界における書面・押印・対面手続の商慣行の見直しが進むよう、金融庁として促してまいります。 ②制度の現状欄のとおり、金融審議会市場ワーキンググループ報告書では、認知判断能力等が低下している高齢顧客の代理等のあり方や福祉関係機関等との連携のあり方等について、業界団体における指針の策定等を提言しています。今後、報告書に基づく業界団体における認知判断能力等が低下した高齢顧客を支援する取組について、フォローしていきます。なお、その中でオンラインを活用した取組についても、必要に応じ検討していきます。

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

成長戦略WG関連

番号:3

受付日	2年8月31日	所管省庁への検討要請日	2年10月6日	回答取りまとめ日	2年10月27日
提案事項	特定商取引法の特定継続役務提供に係る契約前後の書面交付義務の電子化				
具体的内容	特定商取引法第42条の書面交付義務の規定により、同法の特定継続役務提供に該当する役務は契約前に概要書面、契約締結後に契約書面の交付が義務付けられている。特定継続役務提供に該当する役務には、語学教室なども含まれるが、昨今はコロナ禍でリアルな教室に通うことができずオンラインで完結する役務の提供も増加しており、紙のみでの書面交付は現実的でない場面がある。書面交付義務を見直し、契約書等のメールやPDF等での				
提案理由	<p>期待される効果としては、契約前後の書面交付の電子化を認めることにより、役務提供事業者の従業員が書面を印刷し郵送するために出社することを減らすことができるほか、顧客も店舗等に向くことなく書面の授受が可能となる。また、オンライン契約サービス等の活用などによるいわゆるトラストサービスの活用促進につながるほか、紙の書面を所管するための手間や保管コスト、書面の紛失リスクも防止することができる。</p> <p>なお、電磁的方法により提供するものを書面を交付したとみなす規定の例としては、割賦販売法において、クレジットカード会社がカード等を利用者に交付するとき等の書面交付義務について、電子メール等の方法が利用可能になるよう、本年の通常国会において法改正がされたところである(第30条、第30条の2の3)。これにより、スマートフォン・パソコン完結型のサービスについては、包括信用購入あっせん業者の取引条件表示・書面交付及び加盟店の情報提供の完全電子化が認められることとなったものである。</p> <p>この点、規制改革推進会議における書面・押印・対面手続きの見直しにより、行政手続きについては、デジタルガバメントの取組が進められている。民民間の取引においても、デジタル化を阻害する法令・慣行の見直しについて引き続き検討いただきたい。</p>				
提案主体	一般社団法人新経済連盟				

	所管省庁	消費者庁(含議)経済産業省
制度の現状	<p>特定商取引法の特定継続的役務提供(例えば、2か月以上5万円を超える語学教室等)に該当する場合、特定継続的役務提供は、取引の対象である役務提供の内容を事前に確定することが難しいこと、一定期間の継続的な役務提供に対する金銭の支払を約定するものであることから往々にして高額取引となり、前払形態がとられることが多いなど、役務の提供を受ける者にとって不確実性の高いものであることから、その内容、条件、クーリングオフ等の事項に関して十分な情報提供を行い、消費者が適正な情報に基づいた自由な意思決定を確保する必要があるために書面の交付を義務付けて契約内容等の明確化・透明化を図る制度です。</p>	
該当法令等	特定商取引法第42条	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>特定継続的役務提供における書面の交付は、特定継続的役務提供が、取引の対象である役務提供の内容を事前に確定することが難しいこと、一定期間の継続的な役務提供に対する金銭の支払を約定するものであることから往々にして高額取引となり、前払形態がとられることが多いなど、役務の提供を受ける者にとって不確実性の高いものであることから、消費者保護の観点から重要な制度です。高齢者を含む消費者の保護の観点とデジタル化の双方の観点から、適切に検討を進めてまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年10月19日から令和2年11月9日までの回答)

成長戦略ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
定期借家契約の電子契約の容認	検討を予定	◎	1
契約書類の捺印廃止及び完全全面電子化	事実誤認	◎	2

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

成長戦略WG関連

番号:1

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月19日	回答取りまとめ日	2年10月9日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	定期借家契約の電子契約の容認
具体的内容	現在不動産賃貸の定期借家契約については、書面の交付が必須となっているが電子契約を容認してほしい
提案理由	現在不動産賃貸の定期借家契約については、書面の交付が必須となっているが電子契約を容認してほしい 現状で定期借家契約を結ぶたびに、対面での作業が必要となり、お客様が望む時間に契約業務がしがたい。いちいち事務所までご足労いただければならず、コロナの状況下でもその業務は行わなければならない
提案主体	個人

	所管省庁	法務省
制度の現状	借地借家法第38条第1項は、契約の更新がない旨の定めがある期限の定めがある建物の賃貸借契約(定期建物賃貸借契約)をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をしなければならないと規定しています。ここでいう「公正証書による等書面」とは、公正証書のみならず、単なる書面も含まれると解されていますが、電磁的記録は含まれないと解されています。同条第2項は、定期建物賃貸借契約をしようとするときは、賃借人が、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく期間の満了により当該建物の賃貸借は終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならないと規定しています。また、この書面は、契約書面とは別個の書面であることを要することとした判例があります(最高裁判所平成22年(受)第1209号平成24年9月13日第一小法廷判決・最高裁判所民事判例集66巻9号3263頁)。	
該当法令等	借地借家法第38条第1項、第2項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	借地借家法第38条第1項及び第2項の規定が設けられたのは、定期建物賃貸借契約は、期間満了により確定的に契約関係が終了することとなり、賃借人がその点を十分に理解しないまま契約を締結すると、賃借人が不測の損害を被ることになりかねないため、賃借人が定期建物賃貸借であることを十分認識できるよう、当事者の意思の確認が厳重かつ確実に行われると思われる公正証書等の書面による契約を義務づけるとともに、賃借人に対する事前の説明においても更に書面の交付を要求することで、契約の更新の有無に関する紛争の発生を未然に防止するためです。 契約の電子化の必要性が高まっていることなどを受けて、定期建物賃貸借契約を電磁的記録によって締結すること等の検討を行う必要があると考えていますが、この定期建物賃貸借契約の締結について、書面による契約に代えて電磁的記録による契約の締結を認めることとした場合や、事前の説明において書面の交付に代えて電磁的記録の送付によることを認めることとした場合に、賃借人が定期建物賃貸借であることを十分認識することを目的とする法の趣旨が損なわれないか等の、必要な検討を進める予定です。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

成長戦略WG関連

番号:2

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年〇月19日	回答取りまとめ日	2年〇月9日
-----	---------	-------------	---------	----------	--------

提案事項	契約書類の捺印廃止及び完全全面電子化
具体的内容	紙媒体のある企業間で締結されて保管中の原本は法務省等で電子承認があればPDFを正とできるようなシステム構築を(その場合紙は廃棄) 今後締結する契約書類は上記電子承認で捺印不要なものに
提案理由	現在もコロナ禍の中、ハンコの為に出社、ハンコの為にPDFがあろうとも原本を確認しなければならない状況です。契約書類の完全全面電子化を推し進めていただくと諸々のデジタル化が進むのではないのでしょうか。ただ、今まで締結された書類もあるのでこれの無効かも含めた法改正をお願いしたいところです。これが実現すると、印刷物保管庫等のスペースも空き、印刷にかかるコストの削減もできます。何卒ご検討を。
提案主体	個人

	所管省庁	内閣府 法務省 経済産業省
制度の現状	民法上は契約書等への押印が契約の成立要件とされているわけではなく、法令上で個別に規制がない契約については、契約主体間において、原本を電子にするか紙にするか判断いただくことが可能です。	
該当法令等	なし	
対応の分類	事実誤認	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	◎
-------	---